

令和2年4月1日
岐阜県ソフトテニス連盟

委員会の設置と委員の選任ならびに申立受付窓口の設置について（周知）

暴力行為等根絶に向け、（公財）日本ソフトテニス連盟が制定した規定に沿って取り組むため、以下のよう
に委員会を設置し、委員を選任するとともに申立受付窓口を設置します。

1. 制定された規定

- (1) 指導基本規定 ※両規定の確認は日連HPにてお願いいたします。
- (2) 指導基本規定違反救済申立処理委員会及び指導基本規定違反救済審査委員会規定
- (3) 制定日 両規定とも平成25年12月1日制定 平成26年4月1日 発効

2. 指導基本規定普及委員の選任

- (1) 委員数 4名
- (2) 委員
 - ①岐阜地区 1名 松原直美
 - ②西濃地区 1名 藤本 聡
 - ③東濃・可茂地区 1名 森 芳成
 - ④中濃・飛騨地区 1名 尾崎祐治

3. 指導基本規定違反救済申立処理委員会の設置と委員の選任

- (1) 委員数 3名
- (2) 委員
 - ①第三者委員 1名 大矢 晋
 - ②支部役員（委員長） 1名 山上昭司
 - ③選手経験者 1名 河合和代

4. 申立受付窓口の設置

- (1) 申立受付窓口 岐阜県ソフトテニス連盟内 指導基本規定違反救済申立処理委員会
〒509-7403 岐阜県恵那市岩村町2807 山上昭司 宛て
電話 090-3587-7067 FAX 0573-66-1362（中津高校）
- (2) 申立方法 「救済申立書」に必要事項を記載し、郵送又はFAXにて提出して下さい。
※FAXの場合は後日、正本を郵送して下さい。
※「救済申立書」は県連盟運営要覧（令和2年度版）に掲載してあります。
※不明な点については各地区の普及委員にお問い合わせ下さい。